

酒田港港湾計画資料（案）

— 軽易な変更 —

令和 7 年 1 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	公共埠頭計画	2
2-2	旅客船埠頭計画	4
2-3	小型船だまり計画	6
3	その他重要事項に関する資料	7
3-1	港湾の再開発	7
3-2	港湾施設の利用	9
4	港湾の環境の保全に関する資料	10
4-1	環境への影響と評価	10
4-2	総合評価	12
5	その他資料	13
5-1	新旧対照図	13
5-2	山形県地方港湾審議会名簿	14

1 変更理由

- (1) 漁船の大型化および多様なクルーズ船等の需要に対応するため、本港地区において公共埠頭計画を変更する。
- (2) 多様なクルーズ船の需要に対応するため、本港地区において旅客船埠頭計画を追加する。
- (3) 一般国道 112 号実生橋の拡幅に伴い、本港地区において小型船だまり計画を変更する。
- (4) 旅客船埠頭計画への追加に伴い、港湾の再開発に関する計画を変更する。
- (5) 旅客船埠頭計画への追加に伴い、港湾施設の利用に関する事項を変更する。

2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭岸壁

漁船の大型化に対応するため、公共埠頭岸壁を変更する。

表 2-1 公共埠頭岸壁の配置及び規模

地区	埠頭名	既定計画			今回計画			利用船舶 (G/T)
		水深	バース数	延長	水深	バース数	延長	
本港	水産	4.5m	2	140m	4.5m	1	70m	漁船 (150)
		-	-	-	5.5m	1	70m	漁船 (199)

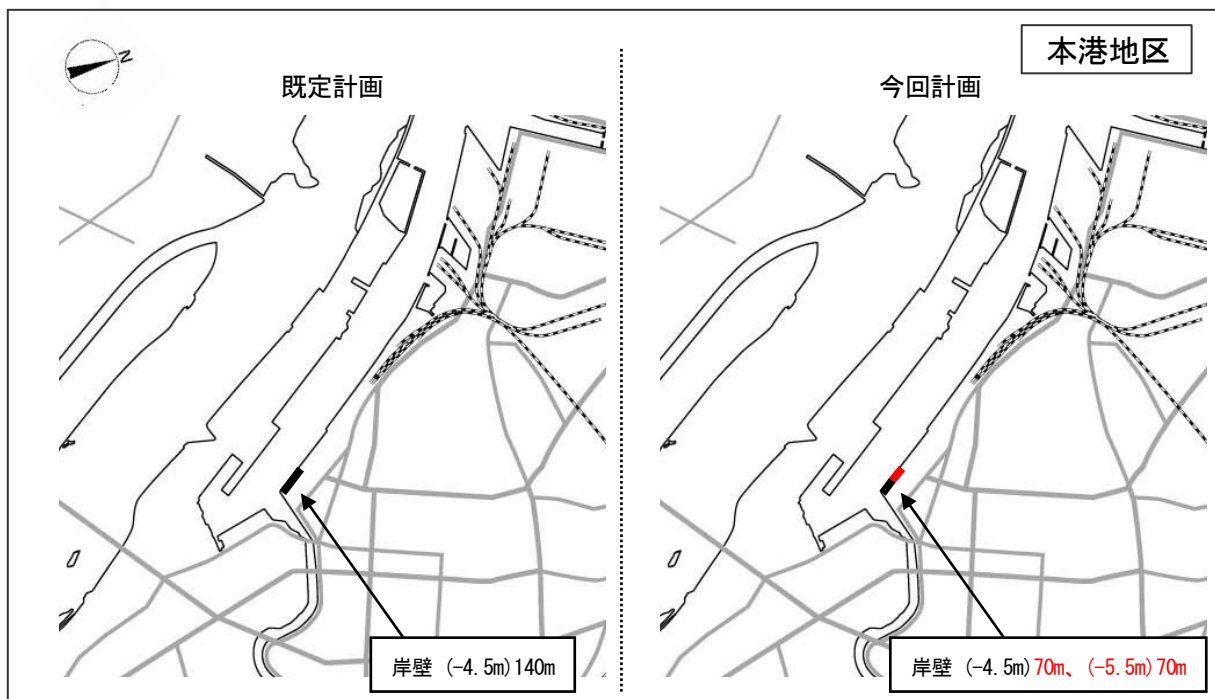


図 2-1 今回計画変更する公共埠頭岸壁の位置

(2) 公共埠頭用地

多様なクルーズ船の需要等に対応するため、公共埠頭用地を変更する。

表 2-2 公共埠頭用地の配置及び規模

地区	位置	既定計画	今回計画	備考
本港	船場町	2.4ha	1.4ha	0.3ha を旅客船埠頭計画、0.7ha を小型船だまり計画とする。

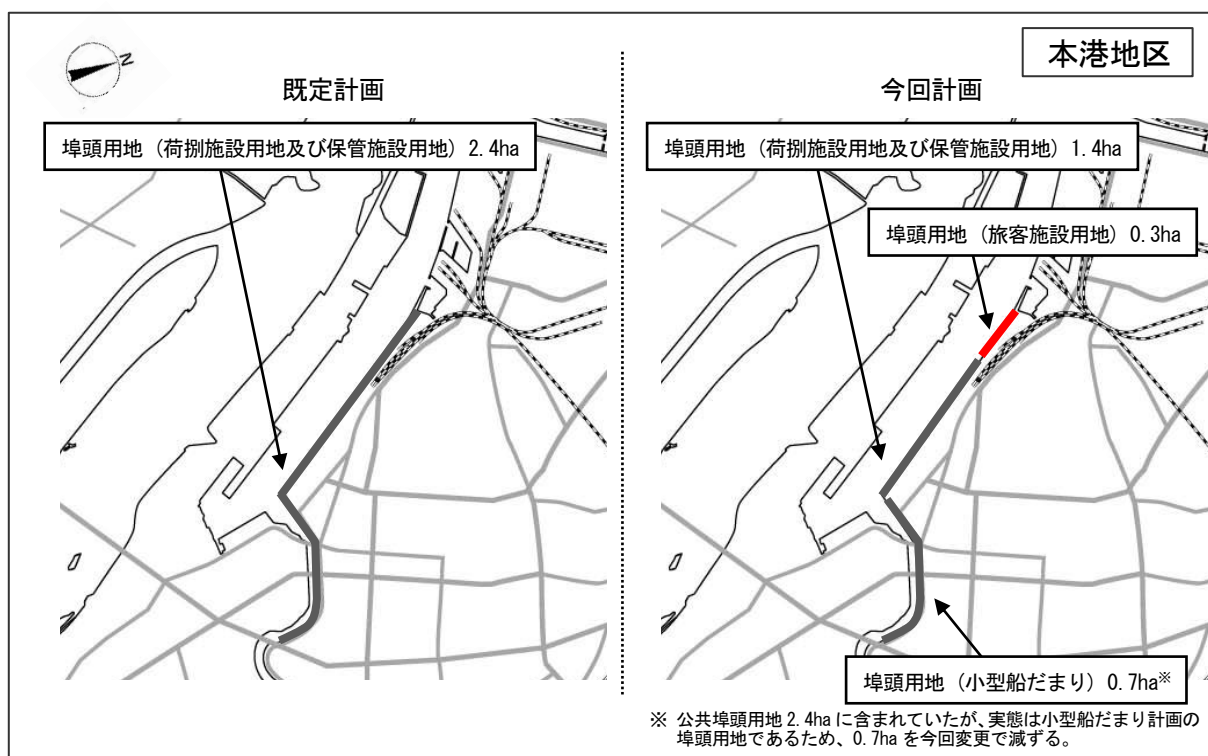


図 2-2 今回計画変更する公共埠頭用地の位置

2-2 旅客船埠頭計画

(1) 旅客船の現況

酒田港に寄港実績のある不定期クルーズ船は以下に示すとおりである。

表2-3 不定期船（クルーズ船）の諸元

	船名	総トン数(GT)	船長(m)	満載喫水(m)
外国船	MSCベリッシマ	171,598	315.83	8.75
	MSCスプレディダ	137,936	333.33	8.68
	ダイヤモンド・プリンセス	115,906	290.00	8.55
	ウエステルダム	82,350	285.24	8.00
	コスタ・ネオロマンチカ	56,769	220.52	7.60
	シルバー・ミュージズ	40,791	212.80	6.70
	ル・ソレアル	10,992	142.10	4.74
邦船	飛鳥II	50,444	240.96	8.00
	ぱしふいっくびいなす	26,594	183.40	6.52
	にっぽん丸	22,472	166.65	6.56

(2) 旅客船埠頭の必要性

世界のクルーズ観光が増加傾向にあるなか、日本に寄港するクルーズ船はラグジュアリークラスやエクスペディション船と呼ばれる探検型のクルーズ船の寄港が増加している状況にある。これらのクルーズ船は、比較的小型の船舶が多く、酒田港においても、1万トン級クルーズ船の寄港が、令和5年度に1回、令和6年度に2回と増加傾向にある。

本港地区の東埠頭新町岸壁は酒田市街地に近く、クルーズ船の乗客は徒歩により各観光施設を周遊することができ、岸壁に近接する船場町緑地をはじめとするみなとオアシス酒田の賑わい創出にも寄与することができる。酒田港に寄港するクルーズ船は、従来北港地区の古湊埠頭に寄港しているが貨物船と共用している状況であるため、貨物船の増加に伴い利用調整が困難になっている。

(3) 今回計画する旅客船埠頭の規模および配置

小型の高級クルーズ船の着岸を実現するため、1万トン級クルーズ船(※)を対象とする。

表2-4 旅客船埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	水深	バース数	延長	埠頭用地面積	備考
本港地区	東埠頭新町岸壁	7.5m	1	260m	0.3ha	既設の変更計画

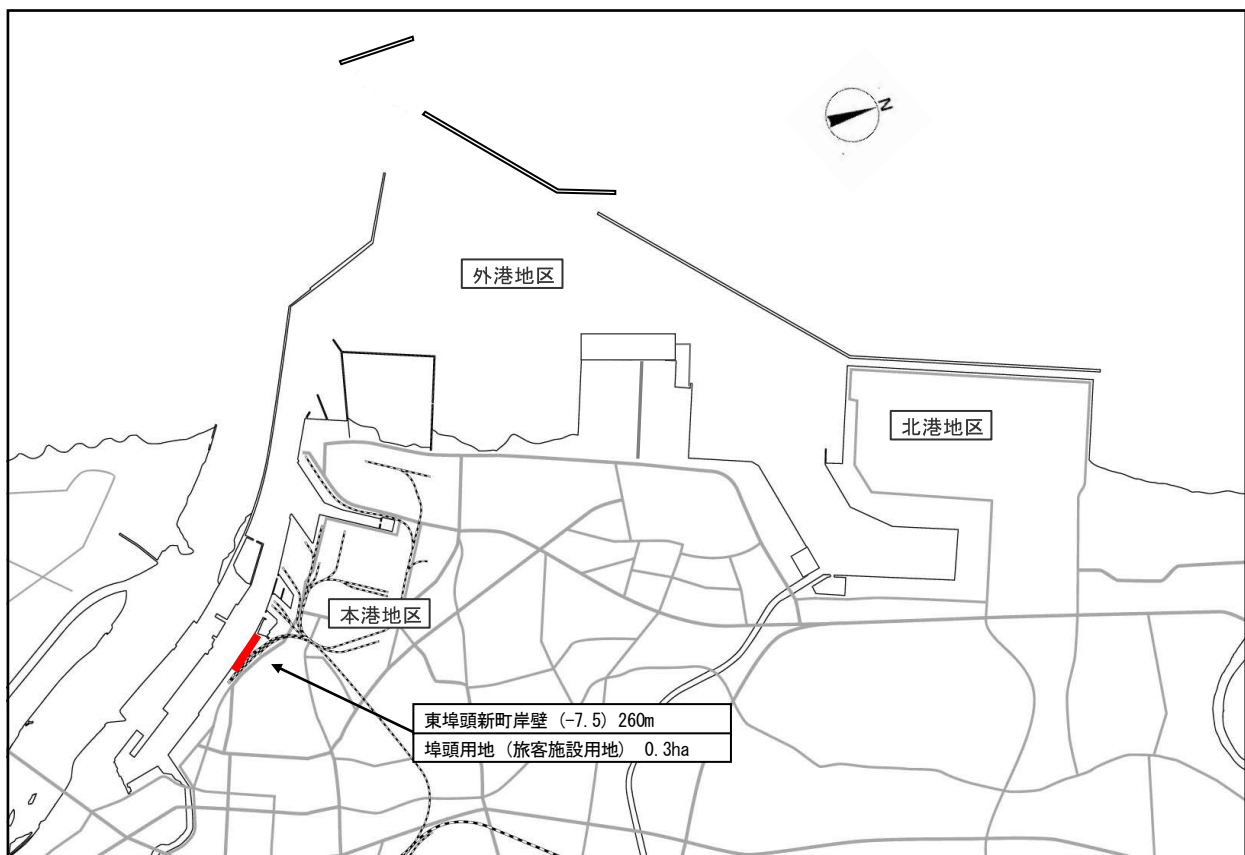


図2-2 旅客船埠頭の規模及び配置図

※ 今回の旅客船埠頭の位置付けにあたっては令和3年酒田港(本港地区)クルーズ客船入出港に係る航行安全調査を参考とし、その他のクルーズ船については、寄港が具体化し諸元が明確となった段階において、必要に応じ別途関係機関による安全性の協議、検討を行う。

2-3 小型船だまり計画

一般国道 112 号実生橋の拡幅に伴い、小型船だまり計画を変更する。

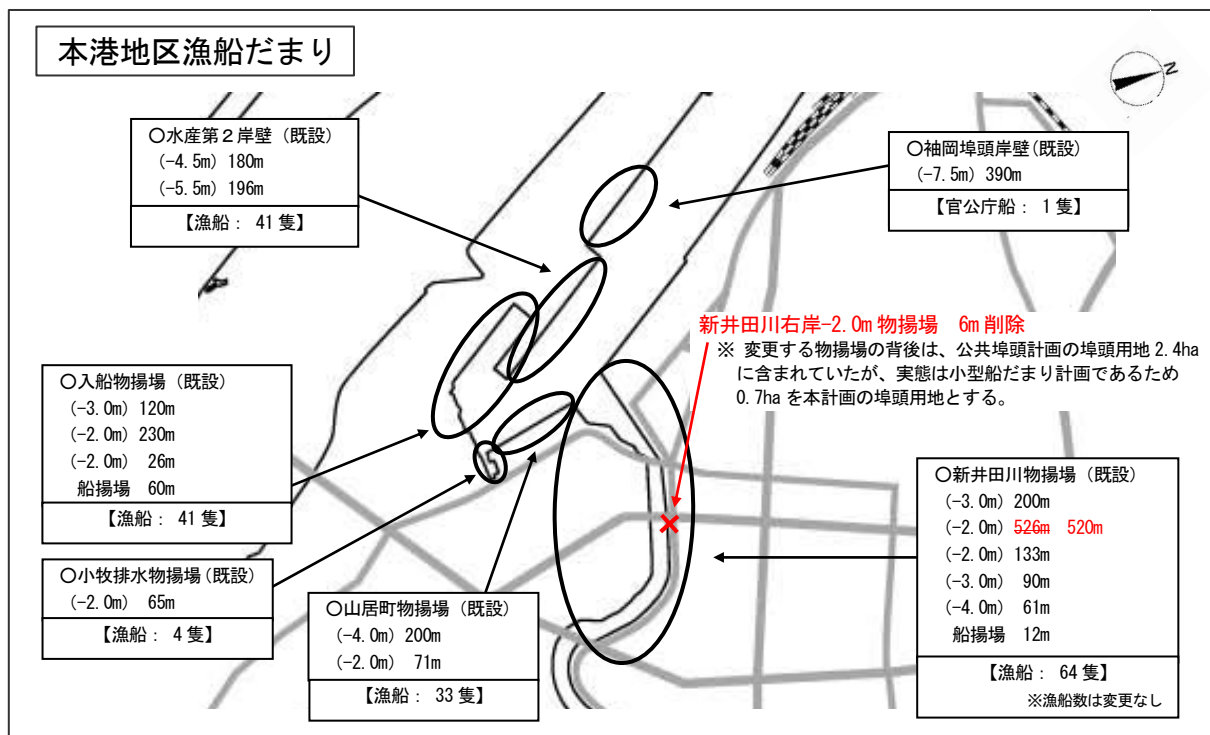


図 2-3 小型船だまりの位置図

3 その他重要事項に関する資料

3-1 港湾の再開発

既定計画では、本港地区において小型クルーズ船が着岸可能であるか未確認であったため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」としていたが、航行安全調査を行うなどし、小型クルーズ船の着岸が可能であることを確認し、検討が完了したことから、本港地区における「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を削除する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

(今回計画)

外港地区においては、周辺企業の将来的なモーダルシフトや新たな貨物需要等の動向を踏まえ、高砂埠頭と古湊埠頭における一体的かつ効率的な物流機能の導入の検討を図るため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

(既定計画)

外港地区においては、周辺企業の将来的なモーダルシフトや新たな貨物需要等の動向を踏まえ、高砂埠頭と古湊埠頭における一体的かつ効率的な物流機能の導入の検討を図るため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

本港地区においては、小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ需要に対応し、港における賑わい空間を形成するため、「利用形態の見直しが必要な区域」を設定する。

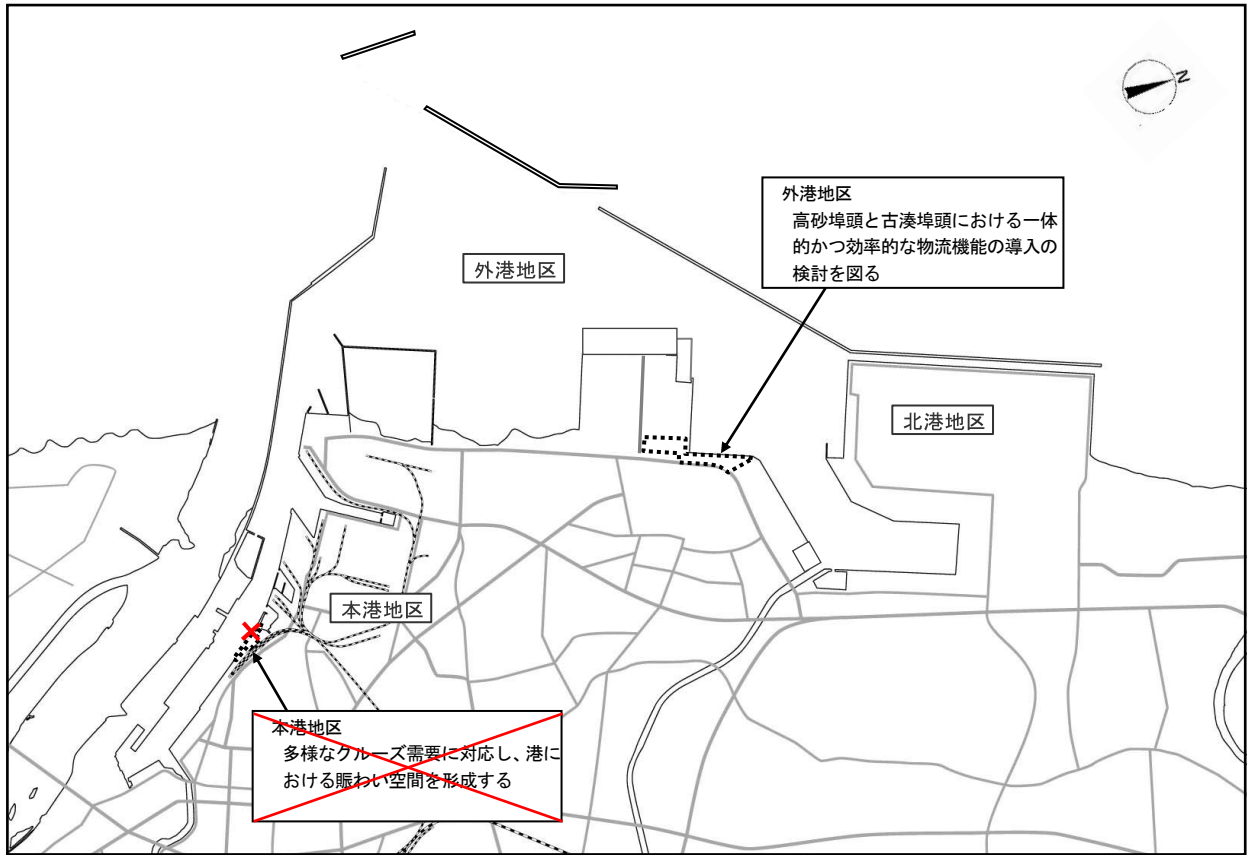


図 3-1 利用形態の見直しが必要な区域位置図

3-2 港湾施設の利用

(1) 物資補給等の施設

旅客船埠頭計画の追加に伴い、以下を削除する。

本港地区 東埠頭新町岸壁 水深 7.5m 延長 260m

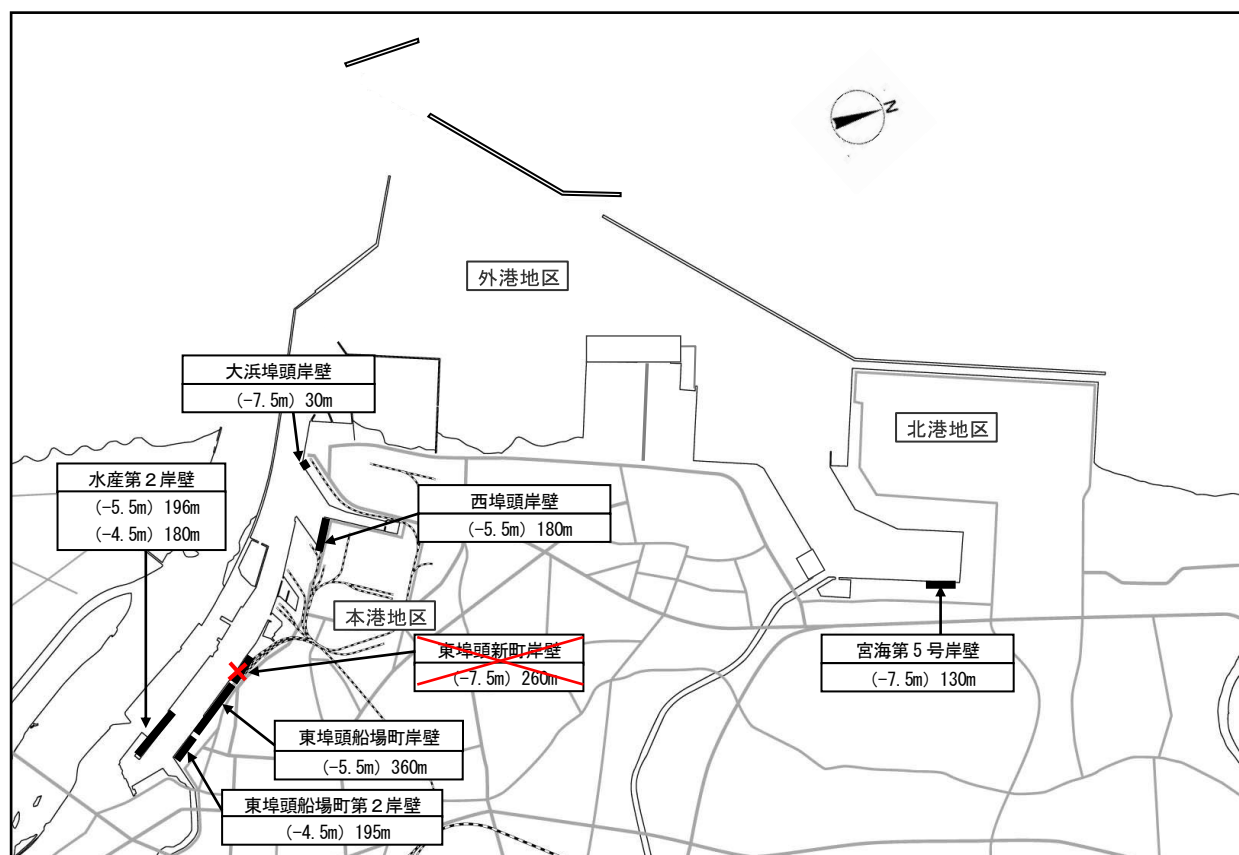


図 3-2 物資補給岸壁位置図

4 港湾の環境の保全に関する資料

4-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回変更では、新たな負荷量の増加となる施設計画はないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動への影響の予測と評価

今回変更では、陸上貨物輸送は発生しないことから、道路交通量への影響は軽微であり、騒音・振動に与える影響も軽微であると考えられる。

(3) 悪臭への影響の予測と評価

今回変更では、悪臭を発生する施設計画はないことから、悪臭に関する環境への影響は軽微であると考えられる。

(4) 潮流への影響の予測と評価

今回変更では、潮流を著しく阻害する施設計画はないことから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

(5) 水質・底質への影響の予測と評価

今回変更では、新たに水質・底質への影響を及ぼす施設計画はないことから、水質・底質への影響も軽微であると考えられる。

(6) 地形・地質への影響の予測と評価

今回変更では、新たに地形・地質への影響を及ぼす施設計画はないことから、地形・地質への影響も軽微であると考えられる。

(7) 生物への影響の予測と評価

1) 動物

今回変更の対象地周辺には、貴重な動物の生息はみられない。

また、今回計画による大気質や潮流への影響は軽微であると予測されることなどから、今回変更が動物に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 植物

今回変更による大気質や潮流等の変化は小さいと考えられることから、今回変更が植物に与える影響は軽微であると考えられる。

(8) 景観への影響の予測と評価

今回変更では、自然景観資源や都市景観への直接の改変するものではないことから、今回計画が景観に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測と評価

今回変更に伴う自然海浜・海水浴場等の消滅および減少は無いこと、また、今回変更による大気質、潮流、騒音、振動および水質への影響は軽微であると考えられることから、自然海浜・海水浴場等への影響はほとんどないものと考えられる。

したがって、今回変更が人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響は軽微であると考えられる。

(10) その他の影響の予測と評価

1) 漁業への影響の予測と評価

今回変更により漁業に影響を与えると考えられる潮流、水質、海生動物および海生植物に与える影響は軽微であると考えられることから、今回変更が漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 文化財への影響の予測と評価

今回変更による大気質、騒音および振動への影響は軽微であると考えられることから、文化財へ及ぼす影響は軽微であると考えられる。

4－2 総合評価

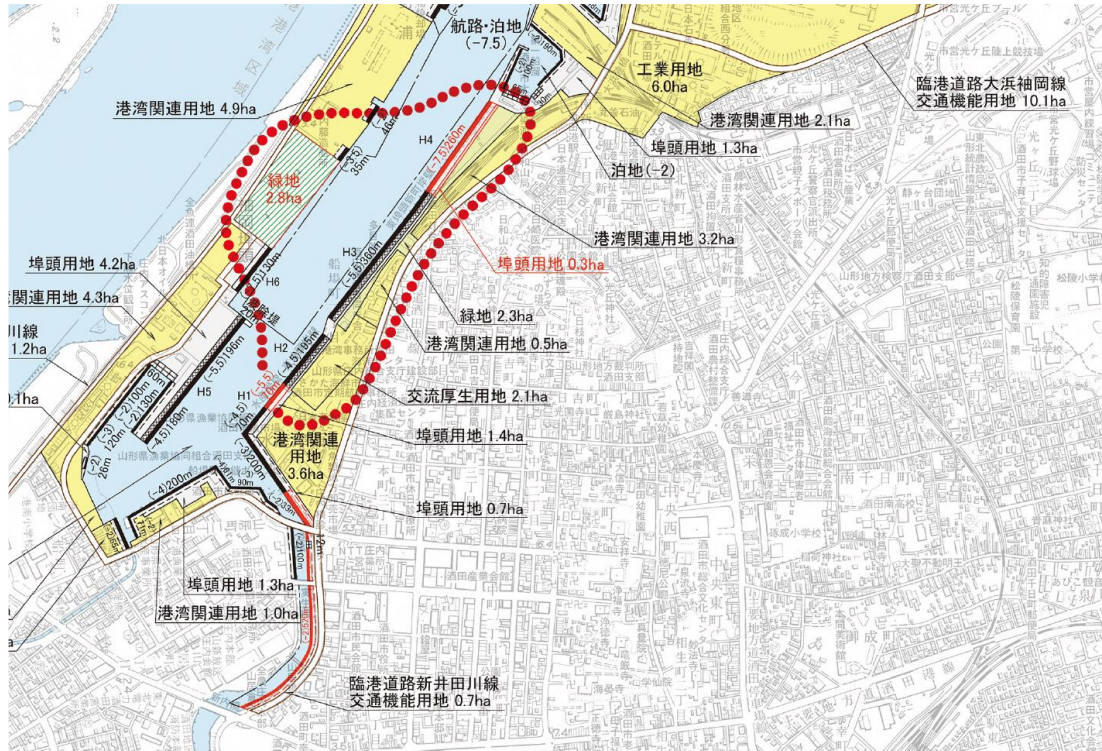
今回変更が周辺の環境に与える影響について検討した結果、その影響は軽微なものと考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法、工期等について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を小さくするよう配慮し、慎重に実施するものとする。

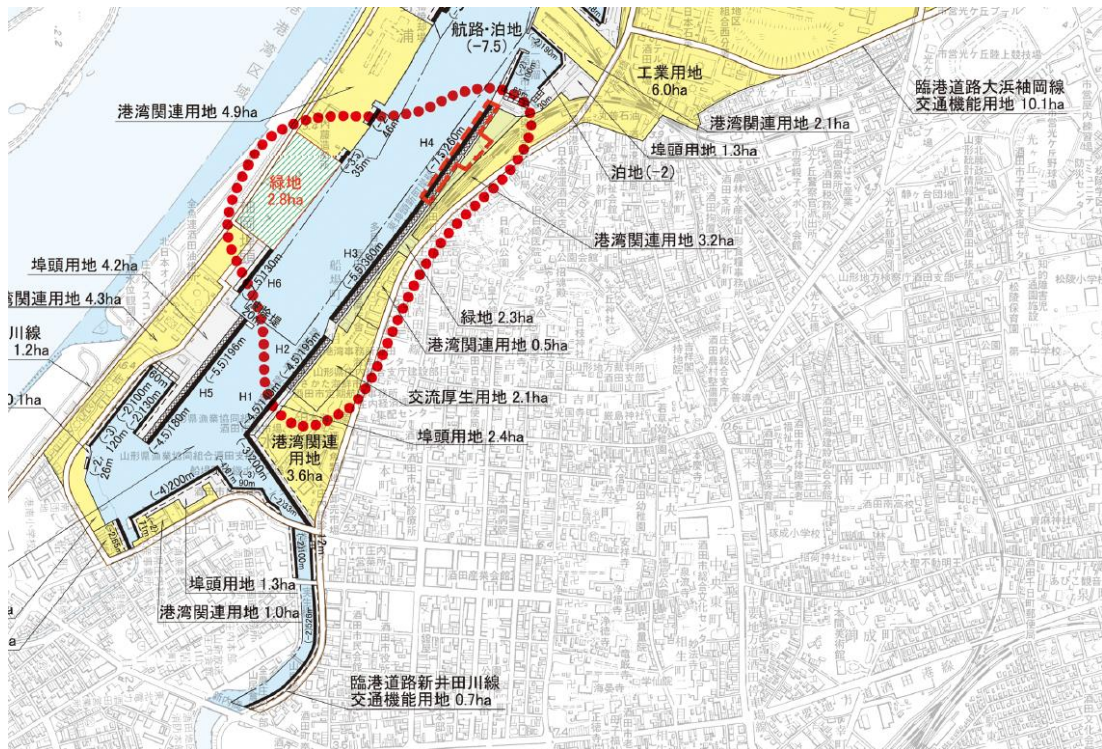
5 その他資料

5-1 新旧対照図

(今回計画)



(既定計画)



5-2 山形県地方港湾審議会名簿

令和7年1月23日現在

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (1号委員)	菊池 輝	東北工業大学工学部 教授
	渡辺 伸子	東北公益文科大学 講師
	加藤 聡	酒田商工会議所 会頭
	岩間 奏子	北星印刷株式会社 代表取締役社長
	加藤 明子	有限会社チアーズ 代表取締役
	相馬 佳苗	オフィスK&M 代表
	工藤 亜紀子	ASMトランスポート株式会社 代表取締役
港湾事業者 (2号委員)	平岡 清康	酒田海陸運送株式会社 代表取締役社長
	本間 昭志	山形県漁業協同組合 代表理事組合長
	佐藤 亨	酒田水先区水先人会 会長
	阿部 靖	日本通運株式会社仙台支店ロジスティクス第二部 酒田物流事業所長
	大芝 龍三	酒田曳船株式会社 代表取締役社長
関係市町村長 (3号委員)	矢口 明子	酒田市長
	皆川 治	鶴岡市長
国の地方行政 機関の職員 (4号委員)	川崎 博	国土交通省東北運輸局長
	西村 拓	国土交通省東北地方整備局長
	大政 康史	林野庁東北森林管理局長
	相川 武司	酒田海上保安部長
	原田 健史	東京税関長